

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年5月9日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：ミャンマー 担当：産業開発・公共政策部
案件名：ヤンゴン都市圏電力設備改善事業準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2013年6月中旬～2014年3月下旬

2 参加要件

海外における送配電系統整備に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月15日から2013年5月15日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月15日から2013年5月16日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年5月28日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 6月上旬

(5) 契約交渉 : 6月上旬

5 業務の目的

ミャンマー国（以下、「ミ」国）において、ヤンゴンは全人口約6千万のうち1割弱の510万人が集中する経済的中心都市であり、人口増加に伴い市周辺域を拡大しながらヤンゴン都市圏を形成しつつある。電力供給については、2012年3月の「ミ」国全体におけるピーク時の供給は約1,500MWで、このうち約5割（約750MW）がヤンゴンへ供給されている。総発電設備容量は2000年では1,171MWであったが、近年の年平均約7%の電力需要の伸びを背景に、2011年時点で約3,460MWと約3倍に強化が図られている。

一方、「ミ」国では、既設の電力設備の老朽化、火力発電用燃料の不足、水力発電の乾季の出力制約等を背景に、現有出力は総発電設備容量の約47%程度に留まっており、特に最大の電力需要地であるヤンゴン市における電力供給が逼迫している。また、全国を送配電損失は約25%で、そのうち、送電ロス約7%、配電ロス約18%と高い数値を示しており、電力供給が逼迫する中、ロス低減による効率改善、供給信頼度の向上ニーズは高い。さらに、老朽化した設備を過負荷の状態でも長く利用しているため、故障発生リスクが高く、大規模な停電等の発生が懸念されている。

ヤンゴン市においては、引き続き経済発展のために電力需要増が見込まれるなか、電力の安定供給の確保及び供給信頼度の向上は喫緊の課題となっている。特に、ヤンゴン市内の既設配電設備を改修・増強することにより、配電ロスを低減し老朽化対策を施すことの必要性は高い。このため、同市において配電事業を担うヤンゴン配電公社（YESB）は、中長期的な投資計画とともに配電網整備5ヵ年計画（2010年度～2015年度）を策定し、同計画に沿って市内配電網の66kVへの昇圧ならびに既設33kV変電所の修復等に取り組む方針である。

本事業は、ヤンゴン市における配電網整備計画の見直しを行うとともに、優先事業に対する実施支援を通してヤンゴン市配電網の改修・増強を促進し、同市における電力損失低減と供給信頼度の向上を通して社会経済活動の改善を図るものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 調査対象地域

ミャンマー国ヤンゴン市

(2) 相手国関係機関

ヤンゴン配電公社（Yangon City Electricity Supply Board: YESB）

(3) 調査内容

【第1段階】優先投資計画の策定

ア 関係資料・情報の収集及び分析

イ 調査実施体制の確認

ウ ヤンゴン市配電事業に係る情報収集

以下を含むヤンゴン市配電事業の情報や他ドナーの活動状況に関連する情報収集、課題分析を行う。

(ア) 配電事業体制（計画・保守・運用・維持管理など）

(イ) 関連法規制・制度

(ウ) 電力需給状況（停電回数、事故記録、電圧降下、電力損失など）

(エ) 配電設備状況（ケーブル敷設状況、遮断機・保護装置、変圧器など）

(オ) 配電事業経営（予算、決算制度、財務状況など）

(カ) 電気料金制度（料金体系、徴収体制、徴収率など）

エ ヤンゴン市配電網整備計画のレビュー

特に以下の観点からの既存計画の見直しと必要に応じた修正提案を行う。

- (ア) 電力需要予測
- (イ) 電源開発計画
- (ウ) 上位系統計画
- (エ) 潮流・安定度解析

オ 配電網整備計画の改定

以下を含む改訂整備計画を策定する。

- (ア) 地区別長期電力需要予測
- (イ) 電力系統図（配電用変電所含む）
- (ウ) 高圧配電線ルートマップ（配電用変電所含む）
- (エ) プロジェクトのリスト
- (オ) 概略コスト

カ プロジェクトの優先順位づけ

特に以下の観点からヤンゴン市配電網整備計画に含まれるプロジェクトの優先順位付けを行う。

- (ア) 裨益効果
- (イ) 緊急性
- (ウ) 実施可能性

キ 優先投資計画の策定

【第2段階】円借款対象事業に係る詳細調査

- ア 対象事業の選定
- イ 建設用地取得・整備状況の確認
- ウ 概略設計

配電設備の新設・改修に係る概略設計を実施し、以下の諸点について検討を加える。

- (ア) 配電線ルート
- (イ) 配電用変電所の構成、配置計画
- (ウ) 監視・制御システム
- (エ) 運転・維持管理計画

エ 工事計画の策定

以下の項目を含む工事計画を策定する。

- (ア) 建設工程
- (イ) 資機材調達計画
- (ウ) 資機材輸送計画

オ 調達方法の検討

事業実施に際しての調達方法に係る情報収集・検討を行う。

- (ア) ヤンゴン市における当該類似業務の調達事情
- (イ) 入札手法、契約条件の設定
- (ウ) コンサルタントの選定方法
- (エ) 施工業者の選定方針

カ 円借款事業スコープに係る提案

- (ア) 資金計画を踏まえた円借款融資対象範囲の確認
- (イ) 円借款事業コンサルティング・サービスに係るTOR、人員構成、人月計画、技術支援（TA）に係る提案
- (ウ) 事業実施スケジュール案の策定

キ 事業費積算について

ク 事業実施体制・運営維持管理体制に係る提案

ケ 環境社会配慮

- (ア) 主要な環境社会影響項目の予測・評価、及び緩和策、モニタリング計画案の作成
- (イ) 簡易住民移転計画案の作成

コ プロジェクト評価に係る検討

- (ア) 経済・財務分析
- (イ) 運用効果指標の提案
- (ウ) 定性的効果の確認
- (エ) 温暖化ガス排出削減効果を推計する。

【提言】ヤンゴン市配電セクターにおける主に以下の観点からの提言

- ア 配電事業体制
- イ 関連法規制・制度
- ウ YESBの財政・予算状況
- エ YESBの技術水準
- オ 配電事業経営・電気料金制度（料金体系、徴収体制、徴収率など）
- カ その他のヤンゴン配電事業に関わる政策

- (1) インセプション・レポート（2013年6月下旬）
- (2) インテリム・レポート（2013年8月中旬）
- (3) ドラフト・ファイナル・レポート(1)（2013年10月上旬）
- (4) ドラフト・ファイナル・レポート(2)（2013年12月上旬）
- (5) ファイナル・レポート（2014年2月上旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括／電力供給計画（評価対象予定者）
- (2) 配電計画（評価対象予定者）
- (3) 変電設備（評価対象予定者）
- (4) 配電系統制御
- (5) 電力需要予測
- (6) 環境社会配慮
- (7) 経済財務分析／配電事業経営
- (8) 業務調整／配電設備計画補助

9 特記事項

- ・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。
- ・共同企業体の結成を認める予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。